

特別決議・ベビーホテル対策に関する件

昭和56年5月28日・6月3日
衆議院・参議院で可決

近年、夜間保育、宿泊を伴う保育、児童の一時預り等を行うベビーホテルが大都市を中心に増加しており、その安全面や児童の処遇等について問題点が指摘されている。このようなベビーホテルが増加してきた背景としては、婦人の就労の増加、就労形態の多様化等に伴う保育需要の多様化の問題がある。

児童福祉の観点からは、劣悪なベビーホテルに対する規制を強化することが緊急に必要であるが、規制と併せて保育需要の多様化に対応した保育所の受入体制の整備、乳児院等の活用、さらに広範に育児環境の整備を図ることが必要である。

よって政府は、次の事項について配慮すべきであ

る。

- 1 乳幼児の安全を確保するため、無認可保育施設に対する指導指針を定め、指導、監督を実施すること。
- 2 ベビーホテルに24時間、かつ、長期間入所している児童については、乳児院又は養護施設に入所し得るよう措置手続の簡素化等を図ること。
- 3 都市部でモデル的に夜間保育を実施すること。
- 4 通勤時間の延長等に対処するため、大都市及び

その周辺部において、地域配置を考慮して保育所を選定し、保育時間を午前7時から午後7時程度まで延長すること。

- 5 ベビーホテル発生の原因となっている諸問題に対処するため、育児休業制度等働く母親の育児環境の改善、保育所への年度途中入所の円滑化、乳児保育を中心とする小規模保育所の設置促進を今後の検討課題とすること。
右決議する。